

資 料 編

資料 1 阿波市の現状

資料 2 東日本大震災における一括業務の仕様書

資料 3 阿波市災害廃棄物処理工程表

資料 1 阿波市の現状

1. 人口動態

(1) 人口及び世帯数

市の平成 29 年から令和 4 年の人口及び世帯数の推移は、表 1 及び表 2 に示すとおりです。市全体では、人口は平成 29 年で 38,032 人であり、令和 4 年では、35,137 人と 7.6% (2,895 人) の減少となっています。人口の減少は改定前の平成 17 年～平成 22 年の 5 ヶ年における減少 4.1% を大幅に上回っており、歯止めがかかっていない状況にあります。また世帯数は令和 4 年で 15,425 世帯であり、平成 17 年～平成 22 年の 6 年間では 1% (131 世帯) 増加し、一世帯当りの人数は平成 29 年の 2.5 人に対して令和 4 年では 2.3 人と減少しています。

表 1 人口及び世帯数の推移

単位：人、世帯

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
吉野町	人口	7,772	7,632	7,527	7,462	7,305	7,258
	世帯数	3,372	3,376	3,380	3,414	3,386	3,435
土成町	人口	7,911	7,892	7,788	7,696	7,557	7,448
	世帯数	3,020	3,066	3,094	3,128	3,107	3,116
市場町	人口	10,262	10,166	9,938	9,800	9,530	9,321
	世帯数	4,264	4,293	4,264	4,266	4,173	4,169
阿波町	人口	12,087	11,837	11,651	11,454	11,264	11,110
	世帯数	4,638	4,627	4,658	4,667	4,658	4,705
市合計	人口	38,032	37,527	36,904	36,412	35,656	35,137
	世帯数	15,294	15,362	15,396	15,475	15,324	15,425

資料：住民基本台帳(年度末人口)

表 2 阿波市の人口及び世帯数の増減

年度	行政区域内人口			世帯数		
	(人)	増減数 (人)	増減率 (%)	(世帯)	増減数 (人)	増減率 (%)
H29	38,032	-	-	15,294	-	-
H30	37,527	-505	-1.3	15,362	68	0.44
R1	36,904	-623	-1.7	15,396	34	0.22
R2	36,412	-492	-1.3	15,475	79	0.51
R3	35,656	-756	-2.1	15,324	-151	-0.98
R4	35,137	-519	-1.5	15,425	101	0.66
計		-2,376	-7.9	-	131	0.85
平均		-501	-1.6	-	119	0.17

2. 産業動向

(1) 産業

1) 産業別就業者人口とその構成

本市の平成7年から令和2年における産業別就業者人口は、表3のとおりです。市全体では、就業者の総数は令和2年が17,209人で、平成7年に比べて296人減少しています。

これを産業別にみると第1次産業は1,576人減少し、第2次産業は1,310人減少しています。また、第3次産業は2,590人増加し、第3次産業（サービス業）への就業者人口の集中が顕著になっています。

表3 産業別就業者人口の推移

単位:人

		一次産業	二次産業	三次産業	総就業者人口
阿波市	H7	4,732	5,653	7,120	17,505
	H12	4,675	6,705	9,273	20,653
	H17	4,219	5,565	10,034	19,818
	H22	3,255	4,583	10,788	18,626
	H27	3,416	4,458	9,573	17,447
	R2	3,156	4,343	9,710	17,209

資料:総務庁統計局「国勢調査報告」

(2) 農業

1) 農家数の推移

本市における農家数の推移は、表4のとおりです。総農家数は、減少傾向にあり、平成7年と令和2年を比較すると、2,015戸(40.0%)減少しています。農家数の推移は販売農家の動向に大きく左右されています。一方、自給的農家は68戸(6.1%)増加しています。

表 4 農家数の推移

単位：戸

区分 \ 年	H7	H12	H17	H22	H27	R2
総農家数	5,032	4,744	4,423	4,111	3,636	3,017
販売農家数	3,931	3,606	3,075	2,781	2,409	1,848
自給的農家数	1,101	1,138	1,348	1,330	1,227	1,169

資料：阿波市農業振興計画

2) 経営耕地面積の推移

経営耕地面積の推移は表 5 のとおりとなっています。

平成 7 年と令和 2 年の市全体の経営耕地面積を比べると、耕地面積は 1,259ha (37.3%) の減少、田は 1,224ha (43.1%) の減少、畑は 129ha (41.9%) の増加、樹園地は 164ha (73.9%) の減少となっており、経営耕地面積が全体的に減少し、休耕地が増加している状況にあります。

表 5 経営耕地面積の推移

単位：ha

区分 \ 年	H7	H12	H17	H22	H27	R2
面積	3,373	3,195	2,847	2,752	2,611	2,114
田	2,843	2,770	2,507	2,404	2,222	1,619
畑	308	254	208	239	306	437
樹園地	222	171	132	109	83	58

資料：阿波市農業振興計画

(3) 林業

本市における令和2年度の森林面積は、表6のとおりとなっています。市全体の森林面積は、10,044haであり市全体面積（19,111ha）の53%に相当し、このうち、森林面積の中でも私有林が77.3%を占めています。

表6 令和2年度森林面積の推移

単位:ha

種別	国有林	県有林	市有林	独立行政 法人等	森林整備 法人	私有林	財産区	合計
面積	126	342	381	946	122	7,767	360	10,044
割合	1.3%	3.4%	3.8%	9.4%	1.2%	77.3%	3.6%	100%

資料:2020年農林業センサス（令和3年12月24日公表）

(4) 工業

本市における工業の推移は、表7のとおりとなっています。市全体では令和2年度の事業所数は76事業所、従業員数は2,466人で平成26年度に比べ事業所数では、6事業所（約7%）の減少、従業員数は人（約9%）増加しています。出荷額は令和2年度で約540億円であり、平成26年度に比べ約27%の増加となっています。

表7 工業の推移

種別 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
出荷額(万円)	4,268,943	5,215,877	4,568,237	4,626,970	4,970,591	4,932,821	5,422,727
事業所数(箇所)	82	84	80	75	71	71	76
従業員数(人)	2,262	2,466	2,354	2,303	2,390	2,405	2,466

資料：徳島県統計書

(5) 商業

本市における商業の状況は、表8のとおりです。市全体では、令和2度における卸売業・小売業の商店数は254商店、従業員数1,529人、年間商品販売額2,810千万円となっています。

表8 令和2年度商業の状況（卸売・小売業）

年度	商店数（箇所）	従業員数（人）		年間販売額（千万円）	
		総数	1店舗あたり	販売額	1店舗あたり
26	250	1,329	5.3	2,408	9.6
2	254	1,524	6.0	2,810	11.6

資料:徳島県統計書

資料2 東日本大震災における一括業務の仕様書

平成25年度(平成24年度繰越)飯舘村小宮地区対策地域内廃棄物処理業務(減容化処理)の概要及び企画書作成事項

I 仕様書(骨子)

1. 業務の目的

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質汚染対処特措法」という。)に基づき、対策地域内廃棄物を国が処理することとしている。

平成25年度(平成24年度繰越)飯舘村小宮地区対策地域内廃棄物処理業務(減容化処理)(以下「本業務」という。)では、飯舘村内の対策地域内廃棄物について、飯舘村クリアセンター内に1日(8時間)の処理能力5トンの仮設焼却施設を建設し、飯舘村内の片付けごみを焼却処理して減容化することを目的とする。

2. 業務の内容

本業務は、飯舘村クリアセンター内に1日(8時間)の処理能力5トンの仮設焼却施設(以下「本施設」という。)を建設し、飯舘村内の片付けごみを焼却処理して減容化するのであるが、受注者は、本施設の設計・建設、運営管理、解体撤去に当たっては、別添の平成25年度(平成24年度繰越)飯舘村小宮地区対策地域内廃棄物処理業務(減容化処理)要求水準書(以下「要求水準書」という。)に基づいて、業務を行うものとする。

受注者は、下記に記載するいずれの業務も、環境省担当官と十分協議をして行うこと。また、環境省による関連諸業務と十分な連携を取りつつ行うこと。さらに、環境省担当官に対して随時、報告を行うこと。

2-1 業務遂行のための人員の配置

受注者は、2-2~2-4の業務を円滑に遂行するために、適切な組織人員体制を構築し、職員を配置すること。本業務は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」という。)により汚染された廃棄物を処理するものであり、焼却処理により発生する焼却残さは、高濃度の放射性物質を含有すると考えられる。

本施設の設計にあたっては、焼却炉の設計に十分な知見・経験を有する技術者や放射性物質の挙動などに詳しい技術者を配置すること。

受注者は、本施設の建設工事・解体撤去工事に際して、施工計画の立案・実施、工程管理、品質管理、労働安全衛生、現場の運営管理などの業務を総括的に管理する専任の現場代理人を選定し、現場に常駐させるものとする。また、専任の監理技術者を選定し、現場に常駐させるものとする。現場代理人と監理技術者の兼務は可能とする。

受注者は、本施設の運営・維持管理を行うに際しては、運転計画の立案・実施、維持補修、環境モニタリング、労働安全衛生、労働者の放射線被ばく防止・被ばく管理、現場の運営管理、情報管理などの業務を総括的に管理する専任の運営責任者を選定し、現場に常駐させるものとする。運営責任者は環境省担当官との協議を行う権限を有するものとする。また、仮設焼却炉を運転管理し、維持管理・補修を行うことから、焼却炉の技術的な面で職員の指導監督を行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）施行規則第17条に定める資格を有する技術者（技術管理者）を専任で配置すること。運営責任者と技術管理者の兼務は可能とする。

2-2 仮設焼却施設の設計・施工

本施設の設計諸元概要は以下のとおりであり、要求水準書を満足する設計とする。

本施設の設計にあたっては、事故由来放射性物質を含む廃棄物を処理することから、稼働開始後のプラント設備の各部分の近傍における空間線量率をシミュレーションし、放射性物質汚染対処特措法及び改正電離放射線障害防止規則（以下「電離則」という。）に従い、作業員の被ばくを防止するための遮蔽装置や粉じん飛散防止設備（建屋等）を必要に応じて設置すること。建屋には、必要な場合は前室を設け、換気扇にはHEPA フィルタを取り付けること。稼働開始後、プラント設備の各部の空間線量率を測定し、必要な場合は追加的な遮蔽装置・粉じん飛散防止設備（建屋等）を受注者負担で設置すること。

1) 処理対象物

片付けごみ：家庭から発生する可燃性廃棄物（畳、家具、布団、衣類等）
住宅敷地内の農業系可燃廃棄物（稲わら、牧草、農業用ビニール等）
廃木材（楳木含む）
片付けごみが入っているフレキシブルコンテナバッグ 等

2) 計画ごみ質

- ① 低位発熱量：6,300kJ/kg～13,000kJ/kg と想定すること。
- ② 塩化水素濃度：排ガス処理装置前で最大2,500mg/m³N と想定すること。

3) 処理能力：5トン

4) 運転方式：間欠運転式（8時間運転）

ただし、始業点検、処理対象物の搬入、仮設焼却炉の立上げ、処理対象物の投入、焼却処理、炉の立下げ、灰の搬出、終業点検・清掃等の全作業が8時間以内に完了する施設計画とし、運転作業に当たっては作業を8時間以内に完了すること。なお、炉の立上げ、立下げは廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ホ及びびへの規定に準じること。

5) 設備概要

- ① 受入れ供給設備 ショベルローダー等により、ホッパへ投入
- ② 燃焼設備 ストーカ式、流動床式または回転炉式

- ③ 燃焼ガス冷却設備 水噴射式（完全蒸発）、その他冷却方式
- ④ 排ガス処理設備 乾式塩化水素除去（消石灰吹込み方式）、必要により活性炭噴霧、ろ過式集じん方式（二重化）（2段目はHEPAフィルターでも可）

※各ろ過式集じん器の後段にダストモニター（ばいじん濃度計）を設置。

- ⑤ 給排水設備 井水等を利用する。
- ⑥ 排水処理設備 プラント排水を放流しないものとする。（生活排水を含む。）
- ⑦ 通風設備 平衡通風方式、煙突高さ 30m
- ⑧ 灰処理設備 飛散、流出、漏れ出さないよう容器への収納及び仮置
ばいじんはセメントその他の結合材により固型化

6) 燃焼条件

- ① 炉内温度
 - 燃焼室出口温度 800℃以上
 - 燃焼室滞留時間 2秒以上（800℃以上）
- ② 一酸化炭素濃度
 - O₂12%換算値の1時間平均値 100ppm以下
- ③ 焼却灰の熱しゃく減量 7%以下

7) 公害防止基準

公害防止基準としては、法令及び条例で定めている各種の環境基準値及び排出基準値を順守するものとする。

① 排ガスに関する基準値

排ガスに係る規制「関係法令」を順守すること。

なお、生活環境影響調査を行った上、排ガスによる影響（短期・長期）が最も大きくなる条件においても生活環境影響調査で設定した環境保全目標（環境基準等）を順守すること。また、塩化水素については、日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告」を順守すること。

表1 排ガスに係る規制等

項目	基準値	備考
ばいじん	0.15g/m ³ N以下	残存酸素濃度12%換算値
塩化水素	700mg/m ³ N以下	残存酸素濃度12%換算値
硫黄酸化物	K値 17.5以下	大気汚染防止法
窒素酸化物	250ppm以下	残存酸素濃度12%換算値
ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N以下	放射性物質汚染対処特措法 (残存酸素濃度12%換算値)
一酸化炭素	100ppm以下	O ₂ 12%換算値の1時間平均値
放射性物質濃度	¹³⁴ Csの濃度 (Bq/m ³) /20 (Bq/m ³) + ¹³⁷ Csの濃度 (Bq/m ³) /30 (Bq/m ³) ≤1	放射性物質汚染対処特措法

②排水に関する基準値

排水に係る規制「関係法令」を順守すること。

表 2 排水に係る規制等

項目	基準値	備考
放射性物質濃度	^{134}Cs の濃度 (Bq/L) /60 (Bq/L) + ^{137}Cs の濃度 (Bq/L) /90 (Bq/L) \leq 1	放射性物質汚染対処特措法

③騒音に関する基準値

敷地境界線上で、次の基準値以下であること。

昼間 (7～19 時)	60dB
朝・夕 (6～7 時、19～22 時)	55dB
夜間 (22～6 時)	50dB

④振動に関する基準値

敷地境界線上で、次の基準値以下であること。

昼間 (7～19 時)	65dB
夜間 (19～7 時)	60dB

⑤低周波による影響

生活環境上の支障が生じないよう努めること（苦情が生じた場合は解消に努めること。）。

⑥悪臭に関する基準値

敷地の境界線の地表等において、下記の基準値以下であること。

（悪臭の測定は、臭気指数の算定の方法（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める方法により行う。）

臭気指数	業務用地境界	15
	気体排出口	33（地上 5m 以上 30m 未満の高さ）
		35（地上 30m 以上 50m 未満の高さ）
		38（地上 50m 以上の高さ）

⑦ダイオキシン類ばく露防止対策

ダイオキシン類ばく露防止対策について労働安全衛生法や「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）」を順守すること。

⑧アスベスト対策

アスベスト対策について、搬入された可燃物に対して含有が確認、若しくは含有の恐れがある場合は、「石綿障害予防規則」等の関係法令を順守して適正な措置を講ずること。

⑨副生成物に関する基準値

ア) ばいじん

ばいじんについては、放射性物質汚染対処特措法、廃棄物関係ガイドライン等に準拠し、セメントその他の結合材により表3の基準に適合するよう固型化し、灰仮置ヤードへ搬出すること。飛散、流出、及び漏れ出さないように保管・管理すること。また、ダイオキシン類対策特別措置法に準じ、表4の基準に適合するよう適切な運転管理を行うこと。

表3 ばいじん固型化物の溶出基準

項目	基準値
カドミウムまたはその化合物	0.3mg/l 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/l 以下
六価クロム化合物	1.5mg/l 以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/l 以下
水銀またはその化合物	0.005mg/l 以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/l 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと

※セメントその他の結合材による固型化処理を行った後、一軸圧縮強度0.98Mpa以上であることを確認すること。

表4 ばいじん固型化物のダイオキシン類含有量基準

項目	基準値
ダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/g 以下

イ) 焼却灰

焼却灰についても、前項に記載のばいじんと同様に放射性物質汚染対処特措法及び廃棄物関係ガイドライン等に準拠し、飛散、流出、及び漏れ出さないように容器に収納する等必要な措置を講ずること。また、ダイオキシン類対策特別措置法に準じ、表4の基準に適合するよう適切な運転管理を行うこと。なお、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度合計が8,000Bq/kgを超える場合は環境省担当官と対応を協議すること。

ウ) 上記以外の副生成物

上記以外の焼却処理等によって生成される副生成物については、その処理等の際して法令及び条例を順守するものとする。

2-3 仮設焼却施設の運営・維持管理

受注者は、自ら設計・施工した本施設の運営を、環境省担当官と協議して作成する維持管理計画及び運営マニュアルに基づき、2-2 7) 公害防止基準に示す性能を満足するよう責任をもって実施するとともに、放射性物質汚染対処特措法の特定廃棄物処分基準、廃掃法施行規則第4条の5の維持管理基準及び関係通知・ガイドラインを順守すること。

受注者は、本業務従事者の労働安全衛生を確保するために、「労働安全衛生法」及び「電離則」等に準拠して、必要な措置を講じること。

受注者は、運営・維持管理を行うための人員については、地元雇用を最優先すること。

1) 対象業務範囲

運営・維持管理業務の範囲は次に示すとおりとする。

① 仮設焼却施設の運営・維持管理

本施設の運営・維持管理に当たっては、要求水準書第1章第3節 3.2 業務の基本条件に示した基本方針を十分に踏まえた上で、焼却による適正処理を行うものとする。なお、平成27年度末までに本稼働として1,900トン程度を焼却処理すること。

(焼却処理量内訳：平成26年度 800トン程度、平成27年度 1,100トン程度)

受入ヤードにおいて搬入された対策地域内廃棄物の受入から、灰仮置ヤードまでの焼却残さの搬出までを行うこと。また、処理不適物が発見された場合、環境省担当官の指示する場所に保管すること。

なお、本施設の運営・維持管理に必要となる車両・機材を配備するとともに、その点検整備も行うこと。

② 仮設焼却施設の点検補修

本施設を構成する設備・機器について、業務期間中に必要となる点検作業及び補修工事を行うこと。なお、定期的な作業、緊急的な作業のいずれも含むものとする。

③ 運搬

処理対象物である対策地域内廃棄物を飯舘村内に設置される仮設保管ヤードから本施設まで、要求水準書に示された要件並びに関係法令を順守しながら、運搬すること。また、本施設から発生する焼却残さを、灰仮置ヤードに場内運搬すること。

④ 環境セルフモニタリング

業務用地における本施設設置等に伴う周辺環境への影響について環境セルフモニタリングを実施すること。計測項目、頻度等については少なくとも表5に示した内容を実施すること。

なお、空間線量率の計測・記録を自動で行い、その結果を出入り口付近へ表示すること。

表 5 環境計測項目

計測項目	頻 度	摘 要
粉じん	作業日 午前1回、午後1回	デジタル粉じん計
風向・風速	作業日 1時間毎	自動計測
空間線量率	作業日 連続	自動計測

⑤ 定期測定調査

放射性物質汚染対処特措法等の関係法令に定める項目について、定期的に測定調査を実施すること。計測項目、頻度等については少なくとも表 6 に示した内容を実施すること。

表 6 定期測定調査項目

計測項目	頻 度	摘 要
ばいじん	年2回	放射性物質汚染対処特措法 大気汚染防止法
塩化水素	年2回	
窒素酸化物	年2回	
硫黄酸化物	年2回	
ダイオキシン類	年1回	放射性物質汚染対処特措法、ダイオキシン類対策特措法
放射性物質濃度	(排ガス) バッチ式測定として、原則月1回とする。ただし、竣工後2週間は1日1回、竣工後2週間より2か月間は週1回とする。 上記に加えて、連続測定を行う。 (放流水) 月1回 (焼却灰・ばいじん) 各月1回 全容器：電離則ガイドライン別紙1に定める簡易測定法により実施	放射性物質汚染対処特措法 電離則
ばいじん固型化物重金属類溶出	年1回	—
ばいじん固型化物一軸圧縮強度	月1回	—
焼却灰熱しゃく減量	月1回	—
空間線量率	7日1回 敷地境界(4箇所) (当面の間は、1日1回)	放射性物質汚染対処特措法
作業環境(放射線に関わる)	1月以内ごとに1回 管理区域及び事故由来廃棄物等取扱施設：線量当量率又は線量当量及び空气中放射性物質の濃度、その他区域：空气中の放射性物質の濃度	電離則

⑥ 運営・維持管理業務の報告及び記録の保存

受注者は、対策地域内廃棄物の搬入量、処理量、処分量等の運転データや各業務の作業内容について記録した上で環境省担当官に報告し、承諾を得るものとする。

⑦ 道路等の補修・清掃

受注者は、業務用地内の道路等を維持管理計画及び運営マニュアルに基づき補修・清掃する。

2) 運営・維持管理時のユーティリティ

電力、用水などのユーティリティについては受注者が自ら確保するものとする。

なお、確保及び使用に要する費用は受注者の負担とする。

3) 運営・維持管理業務の報告及び記録の保存

受注者は、本業務の運営・維持管理に関する日報、月報及び年報の作成並びに各種報告書等により、運営・維持管理業務について環境省担当官に報告し、承諾を得るものとする。

なお、事前に提出する書類及び業務完了後に提出する書類は次のとおりとする。

(1) 事前に提出する書類

① 運営・維持管理業務実施計画書（運転計画、安全衛生管理計画含む。）

② 運営マニュアル

a) 運営体制

ア 運転体制

イ 維持管理体制

ウ 緊急連絡体制

b) マニュアル

ア 搬入管理マニュアル

イ 運転管理マニュアル

ウ 点検・検査マニュアル

エ 補修・更新マニュアル

オ 放射能対策マニュアル

カ 緊急対応マニュアル

キ 災害対策マニュアル

c) 報告書様式

ア 日報、月報、年報

イ 搬入業務報告書

ウ 点検・検査結果報告書

エ 補修・更新作業報告書

オ 環境モニタリング報告書

- ③ 公害防止対策及び周辺環境の保全対策に係る計画書
- ④ 電離則に基づく作業規定
- ⑤ 関係機関届出書類

(2) 運営期間中に提出する書類

- ① 運営・維持管理業務口報、月報、年報
- ② 運営・維持管理業務月次報告書
- ③ 環境モニタリング業務月次報告書
- ④ 労働者被ばく管理記録
- ⑤ 労働者教育記録

(3) 業務完了後に提出する書類

- ① 運営・維持管理業務報告書
- ② 環境モニタリング業務報告書

4) 労働安全衛生管理

受注者は、労働安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、運営・維持管理期間を通じて従事者の安全と健康を確保するための労働安全衛生管理に努めるものとする。また、被ばく管理が適切に実施されるよう、放射線管理者を選任すること。

5) 環境管理に関する要件

受注者は、公害防止対策及び周辺環境の保全対策に係る計画書を作成し、環境省担当官の承諾を得るものとする。

6) 防災・防犯管理

- ① 受注者は、防火・防犯上必要な体制を整備し、環境省担当官に報告し承諾を得ること。
- ② 年末・年始等、本施設内が長期間無人となる際にはガードマンの配置又は機械警備・巡回警備などにより本施設の警備を行うこと。

7) 災害対策

- ① 避難訓練の実施方法及び避難経路などを定めた災害対策マニュアルを作成し、環境省担当官の承諾を得ること。
- ② 設備の故障や停電時、地震発生等の非常時においては、周辺環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるよう、必要に応じて施設を安全に停止させるものとする。
- ③ 受注者は、非常時の対応方法について、施設の計画時点において想定されるリスク等を検討し、環境省担当官と協議を行うものとする。
- ④ 非常時の対応を行った時は、環境省担当官に報告し、承諾を得るものとする。

8) 保険への加入

受注者は、本施設の運営・維持管理に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、環境省担当官の承諾を得るものとする。

2-4 仮設焼却施設の解体撤去

受注者は、運営・維持管理業務終了後に本施設を解体撤去する。本業務により設置した施設・設備等は原則としてすべて解体・撤去し、業務用地を更地にする。施設・設備等の解体・撤去及び運搬等にあたっては、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱及び廃掃法等の関係法令・基準を順守すること。

1) 解体工事

解体工事は、十分な除染後、環境省担当官の除染完了確認を得た後に行う。解体工事による二次汚染及び周辺環境への影響がないよう十分配慮した計画とし、実施すること。解体作業場所の管理区分に基づき作成した施工計画書の方法により作業を行う。

2) 発生材処分

解体撤去工事に伴い発生する汚染物、廃棄物及び資源物は、廃掃法に準拠して保管等を行い、原則として受注者が処分すること。ただし、除染後も8,000Bq/kgを超えるものについては、放射性物質汚染対処特措法第18条に基づき指定廃棄物として環境大臣に申請し指定を受けたうえで、発注者に引き渡すこと。

3) 運営期間終了後の環境調査

本業務により設置した施設・設備等を解体・撤去した後、業務用地の環境調査を行うこと。

4) 運営期間終了後の業務用地原状復旧

解体・撤去工事後、業務用地を更地にする。

3. 費用負担

受注者は、施設建設費、点検整備・維持補修に要する経費、運転経費、解体撤去費、ユーティリティ(電気・水)の確保に要する負担金・料金、車両リース料、焼却炉の燃料費、車両の燃料費、薬品代、環境モニタリング経費、フレキシブルコンテナバッグなどの消耗品、諸届出などに要する費用などの本施設の建設・運営・撤去に必要な費用をすべて負担する。

4. 業務履行期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日までの間に行うものとする。

5. 成果物

報告書 3部 (A4版 300頁程度)

報告書及び発注図書(案)の電子データを収納した電子媒体(DVD-ROM) 2式

報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 東北地方環境事務所福島環境再生事務所北庁舎

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
- (6) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（www.env.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインとなる「*.go.jp」を利用すること。
- (7) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

受注者は、本仕様書（骨子）や要求水準書に疑義が生じたとき、本仕様書（骨子）や要求水準書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書（骨子）や要求水準書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 183 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 183 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)

② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書

(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ” 」、「 ` 」→「 ` 」、「 - 」→「 - 」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows 7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及

びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

II 企画書作成事項

企画書の作成にあたっては、本企画書作成事項等を参照の上作成すること。
(各事業年度別に作成すること。)

1. 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、放射性物質汚染対処特措法及び関係法令、廃掃法及び関係法令、仮設焼却施設の設計・建設・解体に必要な技術的留意事項、放射性物質への対処方法を勘案し、本業務実施の背景、本業務を遂行するために必要な条件・技術的留意事項について、様式1に記載すること。

2. 業務工程

様式2に、業務期間終了までの全体工程が理解できる作業工程を記載すること。

3. 仮設焼却炉の方式・規模・能力等の提案

① 仮設焼却炉の方式・規模・能力

仮設焼却炉は間欠運転とし、始業点検、焼却炉の立ち上げ、ごみの焼却、立ち下げ、終業点検などの作業を8時間以内で行うこととしている。8時間以内で対策地域内廃棄物の焼却などの作業を行うためには、炉の方式、規模、能力を適切に選定することが重要である。仕様書(骨子)2.「業務の内容」の2-2 仮設焼却施設の設計・施工について、炉の方式、規模、能力、短時間で焼却炉内を800℃まで立ち上げるために必要な助燃バーナーの能力・数量等を記載すること。特に、8時間以内で焼却処理の作業を完了するためには、時間当たりの処理能力、焼却炉の立ち上げ・立ち下げに要する時間、助燃装置の能力等は重要である。1日の作業工程について、炉の立ち上げ・燃焼・立ち下げの工程を時間軸と温度軸を基にした図(昇温曲線・降温曲線)などを使いながら、企画提案内容を説明すること。また、燃焼安定性の確保方策について記載すること。企画提案にあたっては、様式3を使用すること。

② 排ガス処理設備及び連続測定の提案書の作成

仕様書(骨子)2.「業務の内容」の2-2 仮設焼却施設の設計・施工において、排ガス処理設備の構成は2段とし、1段目はバグフィルタ、2段目はバグフィルタまたはHEPAフィルタとしている。また、焼却炉の立ち上げ・立ち下げ時、停電時なども含めて、排ガスのバグフィルタバイパスを禁じる。2段目にバグフィルタまたはHEPAフィルタのいずれを選定するか、その選定理由、排ガスのバグフィルタバイパス禁止に付随するバグフィルタの焼損などのリスクに関して、どのように対応するのか、その他留意すべき事項等を記載すること。また、煙突から排出される放射性物質の連続測定について、実施方法、検出下限、その他留意すべき事項を記載すること。企画提案にあたっては、様式4を使用すること。

4. 住民・行政との良好なコミュニケーションに役立つデータの取得方法の提案

排ガス中の放射性物質濃度など、住民・行政との良好なリスクコミュニケーション形成に役立つデータの取得・公表方法を提案・記載すること。企画提案にあたっては、様式5を使用すること。

5. 労働者の被ばく防止対策・被ばく管理への対処方法の提案

本業務で処理する廃棄物や焼却処理により発生するばいじんは、事故由来放射性物質により、1kg 当たり放射性物質濃度が1万ベクレルを超えることが想定される。労働者の被ばく防止対策・被ばく管理の観点から、廃棄物の受入れヤードでの廃棄物の破砕、焼却炉への投入方法、灰処理ヤードでのハード・ソフトの対応、焼却残さの仮置きの際の留意事項など、労働者の被ばく防止対策・被ばく管理の方法を企画提案すること。企画提案にあたっては、様式6を使用すること。

6. 業務実施体制

様式7に、建設工事・解体撤去工事、運営管理時の業務実施体制について記載すること。

7. 類似業務の実績

様式8に、受注者の業務実績について、その契約概要等を含めて記載すること。類似業務とは、元請けで受注した1日5トン以上の処理能力を有する一般廃棄物処理施設焼却炉を元請けとして施工し、その施設が5年以上正常に稼働した実績のことを指す。元請けで受注した焼却炉の発注者、処理能力、処理方式、完成年月、平成25年6月末までの運転期間を記載する。契約書の写し(発注者、受注者、工事名称が明記された部分)、施設のパンフレット等を添付すること。

8. 配置予定技術者等

様式9に、業務実施体制に記載した建設工事・解体撤去工事、運営管理時の配置予定現場代理人・監理技術者・運営責任者・技術管理者の資格・経歴等を記載する。

9. 契約図書(案)の提案

本業務の廃棄物の処理に当たっての契約書で定めるべき基本的な事項、報告・確認様式、処理量増減の際の支払額の変更、運転期間延長の場合への対応方法など、契約書で網羅すべき事項を提案・記載すること。様式は任意とする。

10. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況

様式10に、ISO14001、エコアクション21等による環境マネジメント認証を取得してい

る場合、認証取得を証明する書類を添付すること。

ただし、企画書の提出時において、認証期間中であること。また、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において、取得しているものに限る。

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

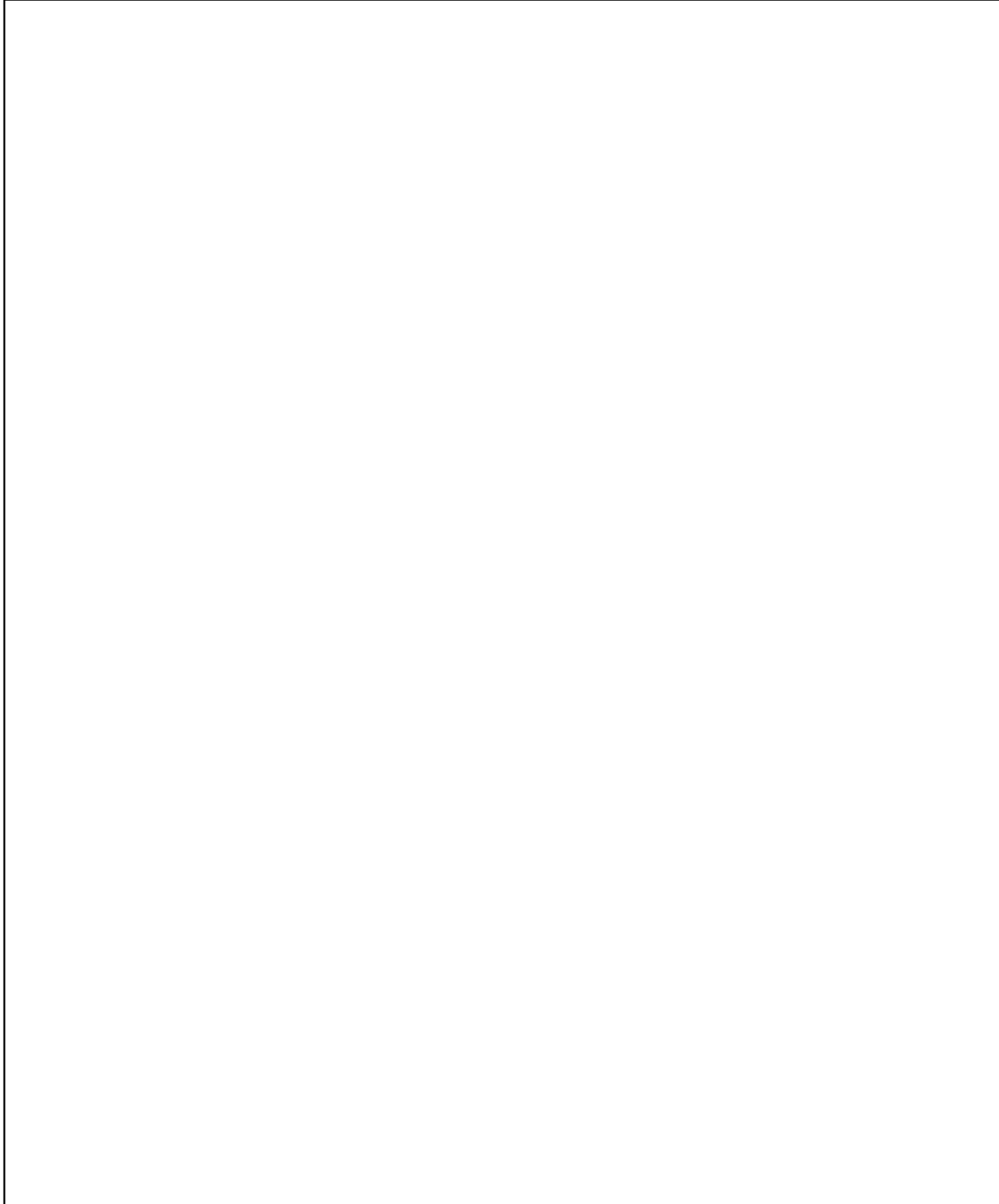
事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと（環境保全の取組に係るPDCAサイクル）を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS）という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	KES	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして2001年に京都で開始。KESを参考とした地方版KESが他の自治体等に広がっていると同時に、相互認証も行われ、KESの認証取得事業者は全国に広がっている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる
事務局の母体となる団体	ISO（国際標準化機構）	地球環境戦略研究機関	KES環境機構	エコステージ協会

地方版EMSの例：
 北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS) 等

平成25年度(平成24年度繰越)飯舘村小宮地区対策地域内廃棄物処理業務(減容化处理)
に係る企画書作成様式

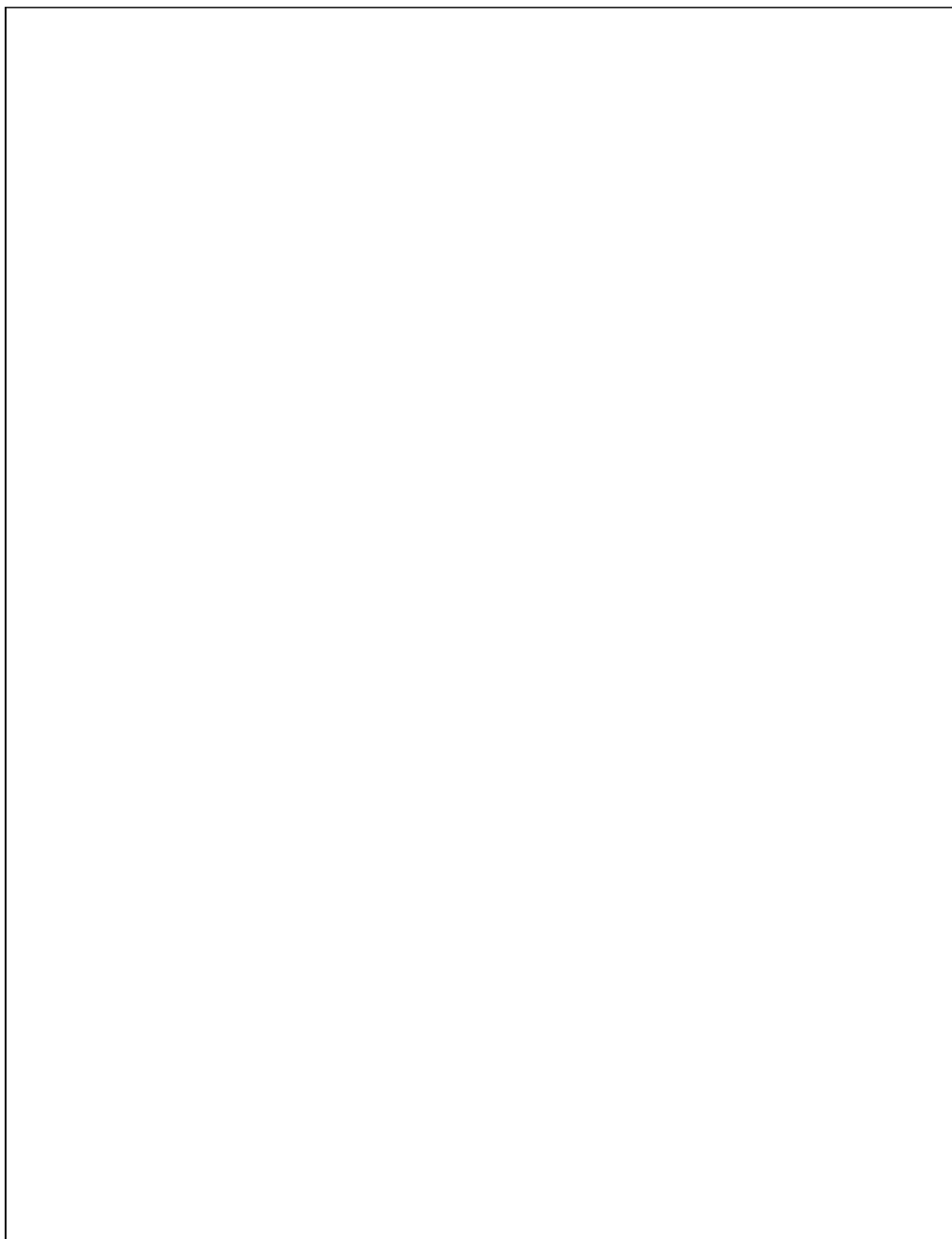
1. 業務に対する理解度(様式1)



(作成注)本様式は、A4版2枚以内で作成すること。図表等を用いる場合には、当該図表等と本文の関係が分かるように明示すること。なお、この場合、図表等は枚数には含まない。

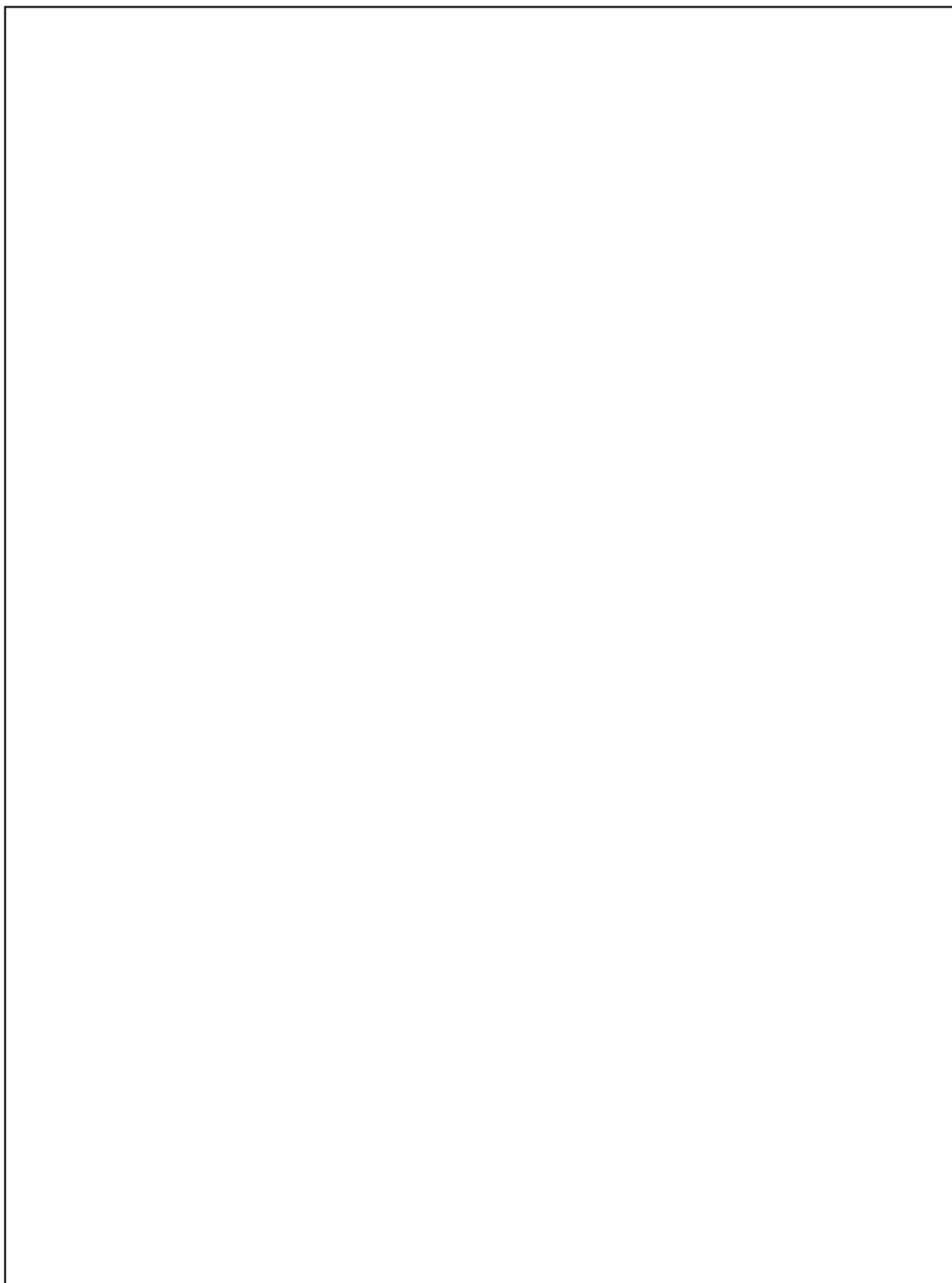
3. 仮設焼却炉の方式・規模・能力等の提案

① 仮設焼却炉の方式・規模・能力（様式3）



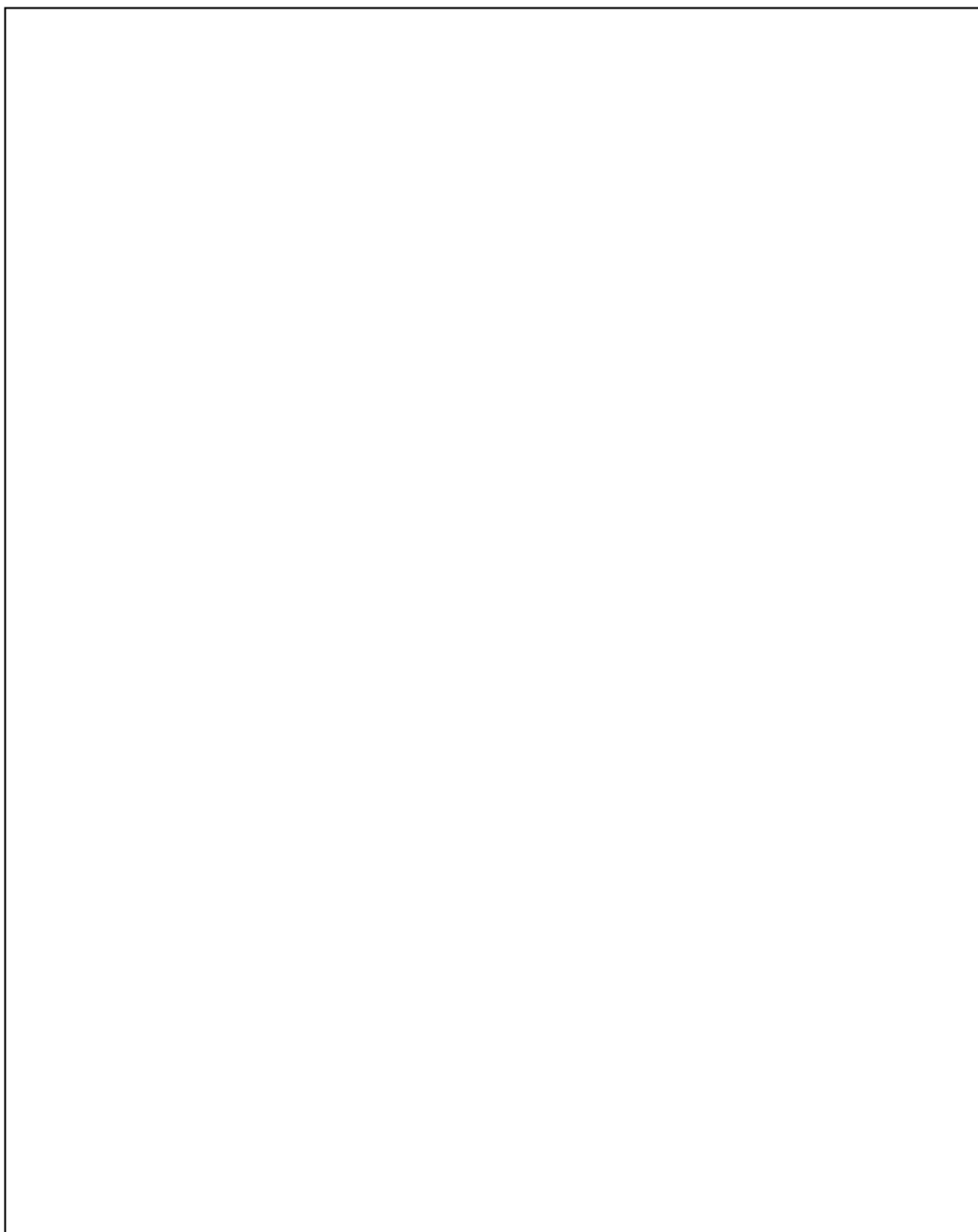
（作成注）本様式は、A4版3枚以内で作成すること。図表等を用いる場合には、当該図表等と本文の関係が分かるように明示すること。なお、この場合、図表等は枚数には含まない。

② 排ガス処理設備及び連続測定のプロ案書の作成（様式 4）



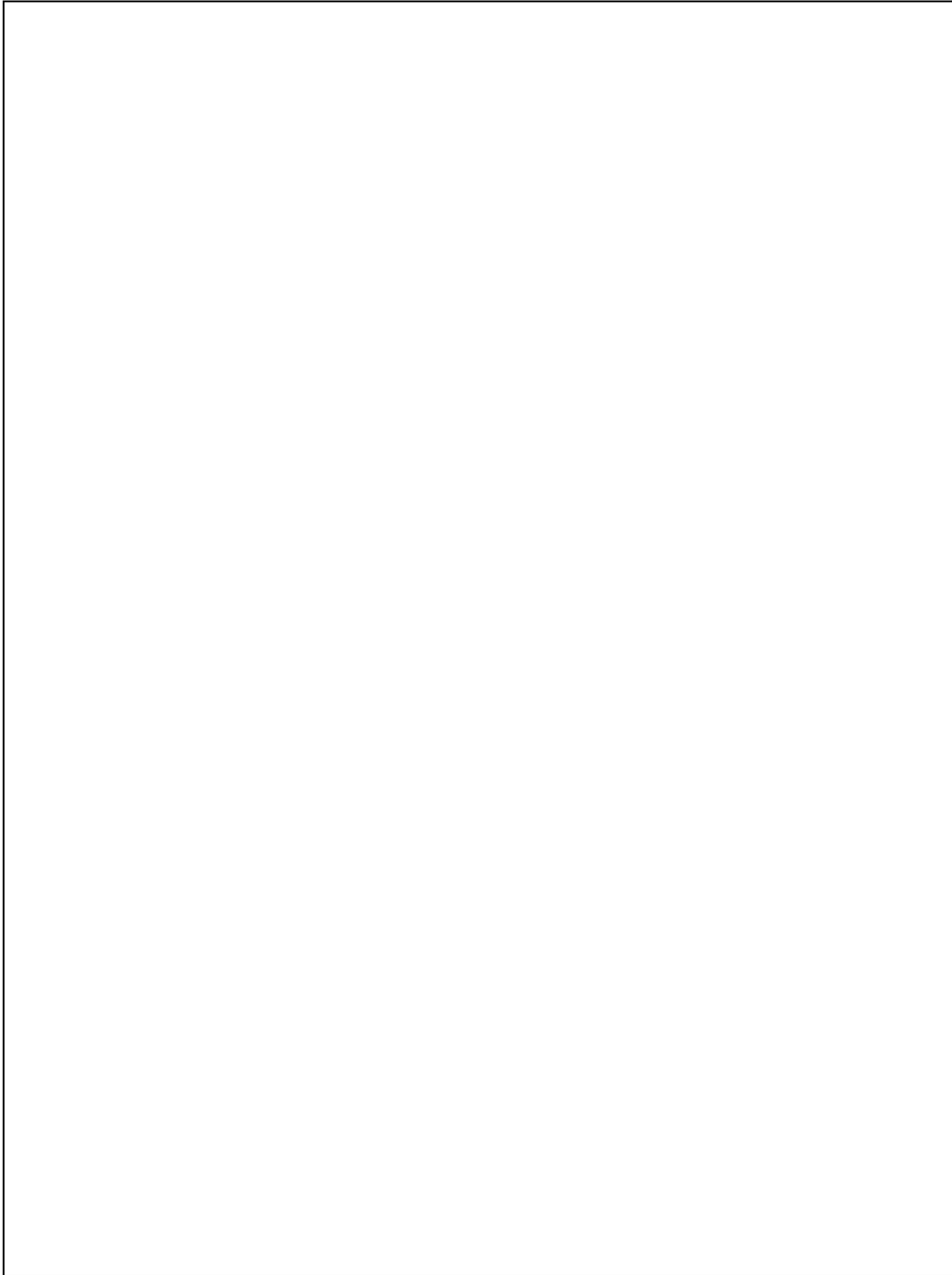
（作成注）本様式は、A 4 版 2 枚以内で作成すること。図表等を用いる場合には、当該図表等と本文の関係が分かるように明示すること。なお、この場合、図表等は枚数には含まない。

4. 住民・行政との良好なコミュニケーションに役立つデータの取得方法の提案（様式5）



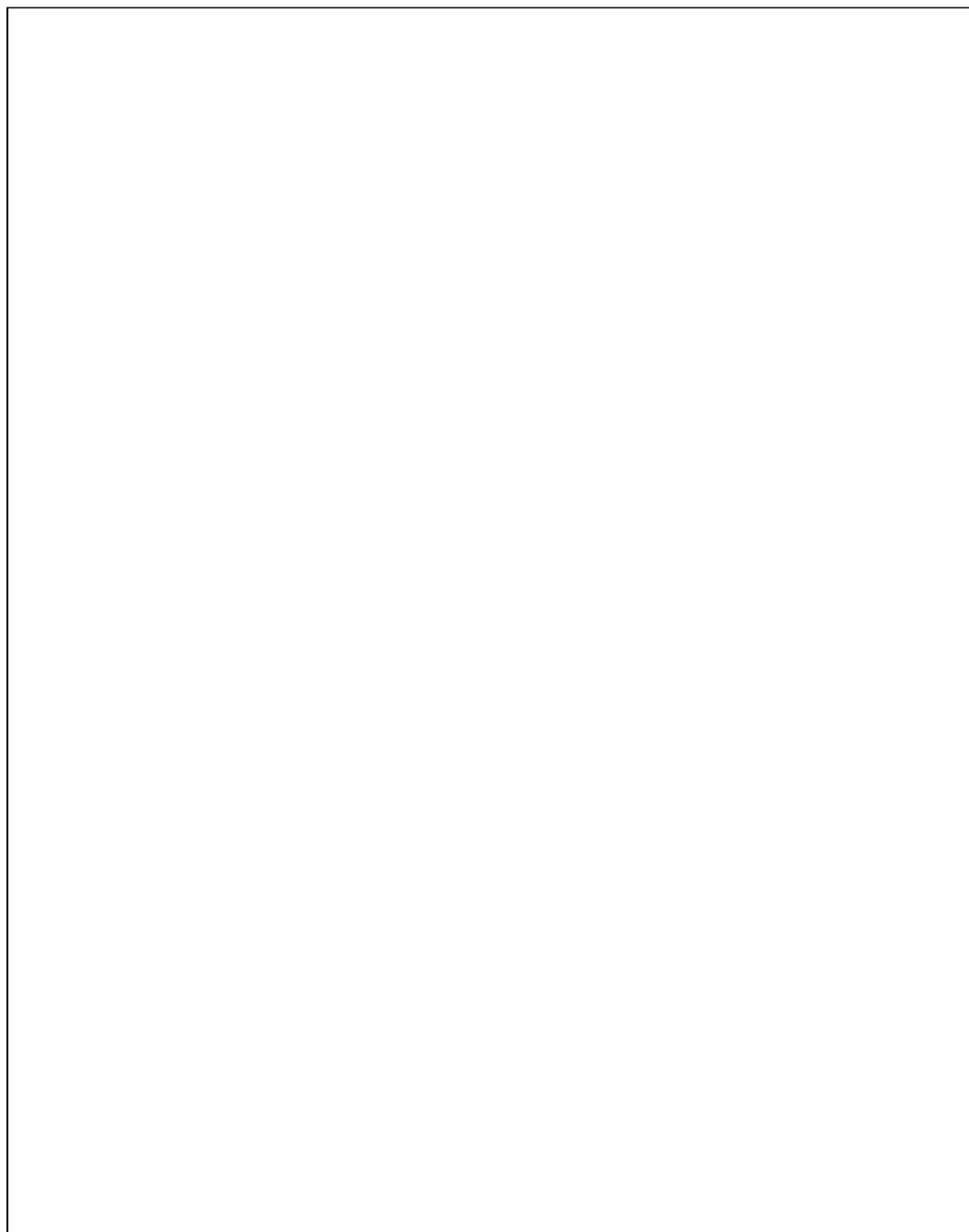
（作成注）本様式は、A4版2枚以内で作成すること。図表等を用いる場合には、当該図表等と本文の関係が分かるように明示すること。なお、この場合、図表等は枚数には含まない。

5. 労働者の被ばく防止対策・被ばく管理への対処方法の提案（様式6）



（作成注）本様式は、A4版2枚以内で作成すること。図表等を用いる場合には、当該図表等と本文の関係が分かるように明示すること。なお、この場合、図表等は枚数には含まない。

6. 業務実施体制（様式7）



（作成注1）本様式は、A4版2枚以内で作成すること。

（作成注2）業務内容中、再委託がある場合には、再委託する業務の内容及び再委託先を明示して本様式に記載すること。

7. 類似業務の実績（様式8）

業務名			
発注機関（名称）			
処理能力			
処理方式			
完成年月			
運転期間			

（作成注1）本様式は、最大10件まで記載できるものとする。

（作成注2）元請受注の件名のみを記載すること。

（作成注3）実績を証明する書類として、契約書（写し）、施設パンフレット等を添付すること。

8. 配置予定技術者等（様式9）

氏名		年齢	
本業務での 役職		経験年数	（類似業務の経験年数）
専門分野			
所有資格			
類似業務の経験実績			
経歴（職歴）			
主な実績業務の状況（平成25年 月 日現在 件）			
業務名	業務内容	履行期間	
	（当該業務での、立場・役職と業務内容を記載する。）	年 月～ 年 月	

（作成注1） 本様式は、本業務に従事する工事監理技術者、運営責任者、技術管理者について記載すること。

（作成注2） 一般廃棄物処理施設の建設、運営管理業務の実績を記載すること。

9. 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況（様式10）

認証の有無：	認証期間：
認証の名称：	

注1 証明書の写しを添付すること。

注2 本社において、取得しているものに限る。

注3 申請中の場合は、その旨を明記し、開札前までに証明書の写しを提出したもののについて加点対象とする。

資料3 阿波市災害廃棄物処理 工程表 (案)

阿波市地域防災計画に記載
上記以外

	対応部署	時期				
		被災者支援を開始 当日中	被災者支援を本格化 1日～3日後	応急的な復旧を開始 3日～1週間後	応急的な復旧を本格化 1週間～1か月後	～3か月後
Start 災害対策本部の設置						
初動対応	被害状況把握					
	・災害廃棄物量 ・処理施設・車両等 ・人員	契約管財課 環境衛生課				
	災害用・仮設トイレ設置	環境衛生課				
	公衆トイレ点検	環境衛生課				
	し尿発生量予測	環境衛生課				
実行計画作成	計画作成の必要性判断	環境衛生課				
	ごみ発生量・し尿発生量予測	環境衛生課				
	収集運搬処分に関する実施計画策定	環境衛生課				
災害廃棄物等の処理						
一時仮置場	設定					
	配置平面図					
	人員配置	環境衛生課				
	設置 環境対策					
集積所	設定					
	配置平面図					
	人員配置	環境衛生課				
	設置 環境対策					
仮設焼却炉等	設定					
	規模設定					
	仕様書等作成					
	発注	環境衛生課				
	処理 解体					6か月後を目途に
最終処分場	必要性検討					
	規模設定					
	場所設定	環境衛生課				
	発注					
	処理					
収集体制	緊急通行車両の届け出 ごみ収集車	環境衛生課 契約管財課				
	がれき類収集車	環境衛生課 建設課の協力				
	し尿収集車	環境衛生課 契約管財課				
	腐敗の早い燃やすごみ 一般可燃ごみ	環境衛生課				
	燃やさないごみ 粗大ごみ	環境衛生課				
	がれき類	環境衛生課 建設課の協力			1か月以内に開始	
	一般家庭し尿	環境衛生課				
	避難所トイレし尿	環境衛生課				
	解体撤去	環境衛生課 建設課の協力				
	ごみ処理	環境衛生課				
収集体制機能回復	環境衛生課					
腐敗の早い燃やすごみについての早期収集	環境衛生課					
燃やさないごみ、粗大ごみの収集	環境衛生課					
がれき類の収集	環境衛生課 建設課の協力			1か月以内に開始		
し尿処理	処理施設機能回復	環境衛生課				
	収集体制機能回復	環境衛生課				
	避難所トイレし尿回収	環境衛生課				
	一般家庭し尿回収	環境衛生課				

資料3 阿波市災害廃棄物処理 工程表(風水害時) (案)

阿波市地域防災計画に記載
上記以外

	対応部署	時期					
		被災者支援を 開始 当日中	被災者支援を 本格化 1日～3日後	応急的な復旧 を開始 3日～1週間 後	応急的な復旧 を本格化 1週間～1か 月後	～3か月後	～3年後
Start 災害対策本部の設置							
初動対応	被害状況把握						
	・災害廃棄物量	契約管財課					
	・処理施設・車両等	環境衛生課					
	・人員						
	災害用・仮設トイレ設置	環境衛生課					
	公衆トイレ点検	環境衛生課					
	し尿発生量予測	環境衛生課					
実行計画作成	計画作成の必要性判断	環境衛生課					
	ごみ発生量・し尿発生量予測	環境衛生課					
	収集運搬処分に関する実施計画策定	環境衛生課					
災害廃棄物等の処理							
一時仮置場	設定						
	配置平面図						
	人員配置	環境衛生課					
	設置						
	環境対策						
集積所	設定						
	配置平面図						
	人員配置	環境衛生課					
	設置						
	環境対策						
収集体制	緊急通行車両の届け出 ごみ収集車	環境衛生課					
		契約管財課					
	がれき類収集車	環境衛生課					
		建設課の協力					
	し尿収集車	環境衛生課					
		契約管財課					
	腐敗の早い燃やすごみ 一般可燃ごみ	環境衛生課					
	燃やさないごみ 粗大ごみ	環境衛生課					
がれき類	環境衛生課				1か月以内に 開始		
	建設課の協力						
	一般家庭し尿	環境衛生課					
	避難所トイレし尿	環境衛生課					
解体撤去	倒壊の恐れのあるなどの危険な家屋等についての解体撤去	環境衛生課					
	建設課の協力						
ごみ処理	処理施設機能回復※	環境衛生課					
	収集体制機能回復※	環境衛生課					
	腐敗の早い燃やすごみについての早期収集	環境衛生課					
	燃やさないごみ、粗大ごみの収集	環境衛生課					
	がれき類の収集	環境衛生課				1か月以内に 開始	
	建設課の協力						
し尿処理	避難所トイレし尿回収	環境衛生課					
	一般家庭し尿回収	環境衛生課					
※中央広域環境センターが宮川内谷川の氾濫区域にあるため							